



発行 新潟県

号外 1

平成29年10月10日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

選挙管理委員会告示

- 53 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者の選任(選挙管理委員会)
- 54 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を取り扱う場所の指定(選挙管理委員会)
- 55 衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙の印等(選挙管理委員会)
- 56 衆議院比例代表選出議員選挙における点字投票用紙の印等(選挙管理委員会)
- 57 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定(選挙管理委員会)
- 58 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定(選挙管理委員会)
- 59 衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の選任(選挙管理委員会)
- 60 衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の職務を代理すべき者の選任(選挙管理委員会)
- 61 衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の事務を取り扱う場所の指定(選挙管理委員会)
- 62 衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第1区選挙区における開票事務を選挙会の事務と併せて行わないこと(選挙管理委員会)
- 63 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票用紙の印等(選挙管理委員会)
- 64 衆議院小選挙区選出議員選挙における点字投票用紙の印等(選挙管理委員会)
- 65 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者に交付する選挙事務所標札等及び選挙運動用通常葉書差出票に押すべき印の刷り込みの指定(選挙管理委員会)
- 66 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党に交付する選挙事務所標札等の印の刷り込みの指定(選挙管理委員会)
- 67 衆議院小選挙区選出議員選挙において候補者届出政党が掲示する選挙運動用ポスター(選挙管理委員会)
- 68 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所の指定(選挙管理委員会)
- 69 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所の指定(選挙管理委員会)
- 70 最高裁判所裁判官国民審査における新潟県審査分会長の選任(選挙管理委員会)
- 71 最高裁判所裁判官国民審査における新潟県審査分会長の職務を代理すべき者の選任(選挙管理委員会)
- 72 最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒のインクの色並びに押すべき印の刷り込み等の指定(選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第53号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

区分	住所	氏名
選挙分会長	新潟県新潟市西蒲区巻乙1752番地 1	長津 光三郎
選挙分会長	新潟県加茂市栄町 6 番11号	坂井 隆雄
職務代理者		

◎新潟県選挙管理委員会告示第54号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務は、次の場所において取り扱うものと定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

場所	所在地
新潟県庁西回廊 2 階講堂	新潟県新潟市中央区新光町 4 番地 1

(ただし、10月10日午前中とし、10月10日午後以降は新潟県庁行政庁舎 5 階 会議室508とする。)

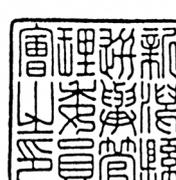
◎新潟県選挙管理委員会告示第55号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、アサギ色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p style="font-size: small;">せいとう た 政党 その他の せいしだんたいの 政治団体の めいしょうまたりやくしょう 名称又は略称</p>	<div style="text-align: center;">  <p style="font-size: x-large; font-weight: bold;">第四十八回 衆議院 比例代表選出議員選挙投票</p> </div> <p style="font-size: small;">(注意) ちゆうい 欄内(らんない)に一つ(ひとつ)書く(かく)こと(こと)。 せいとう 政党(せいとう)その他の(せいしだんたい)政治(せいしだんたい)団(めいしょうまたりやくしょう)体の(めいしょうまたりやくしょう)名(めいしょうまたりやくしょう)称(めいしょうまたりやくしょう)又(めいしょうまたりやくしょう)は(めいしょうまたりやくしょう)略(めいしょうまたりやくしょう)称(めいしょうまたりやくしょう)は、</p> <div style="text-align: center;">  </div>
---	--

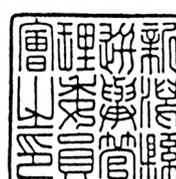
◎新潟県選挙管理委員会告示第56号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、アサギ色の用紙に赤色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、赤色のインクで刷り込むものと定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

<p>せいとう たの 政党 その他の せい し だん たい 政治団体の めいしょうまた りやくしょう 名称又は略称</p>	<div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px;">点 字 投 票</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">第四十八回 衆議院 比例代表選出議員選挙投票</p> </div> <p style="font-size: 0.8em;">(注意) せいでう たのせいしだんたい 政党その他の政治団体の名称又は略称は、 らんないひと 欄内の一つ書くこと。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div>
---	---

◎新潟県選挙管理委員会告示第57号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 日 時 平成29年10月10日 午後6時30分
- 2 場 所 新潟県庁行政庁舎11階 会議室1103

◎新潟県選挙管理委員会告示第58号

平成29年10月22日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 日 時 平成29年10月12日 午後1時30分

2 場 所 新潟県庁行政庁舎 5 階 会議室506

◎新潟県選挙管理委員会告示第59号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長に、それぞれ次の者を選任した。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙区名	住 所	氏 名
第1区選挙区	新潟県新潟市西蒲区巻乙1752番地1	長津 光三郎
第2区選挙区	新潟県新潟市東区藤見町2丁目27番18号	市川 政 広
第3区選挙区	新潟県新潟市西蒲区北野486番地	堀 越 誠
第4区選挙区	新潟県新潟市西区平島1340番地	遠 藤 修 司
第5区選挙区	新潟県加茂市栄町6番11号	坂 井 隆 雄
第6区選挙区	新潟県新潟市西区寺尾西5丁目19番25号1	曾 我 裕 宣

◎新潟県選挙管理委員会告示第60号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者にそれぞれ次の者を選任した。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙区名	住 所	氏 名
第1区選挙区	新潟県新潟市東区新松崎2丁目14番7号	藤 井 正 史
第2区選挙区	新潟県新潟市西区みずき野4丁目8番19号	長 沼 潔
第3区選挙区	新潟県新潟市中央区美咲町1丁目30番11号	渡 部 勝 裕
第4区選挙区	新潟県新潟市中央区米山3丁目1番31号 パストラルハイム米山式番館1308号	今 泉 和 彦
第5区選挙区	新潟県三条市柳川新田683番地	鶴 卷 正 樹
第6区選挙区	新潟県長岡市学校町3丁目2番46号	内 藤 純

◎新潟県選挙管理委員会告示第61号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長の事務は、それぞれ次の場所において取り扱うものと定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

選挙区名	場 所	所 在 地
第1区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、10月10日午前中とし、10月10日午後以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)
第2区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、10月10日午前中とし、10月10日午後以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)
第3区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、10月10日午前中とし、10月10日午後以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)
第4区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、10月10日午前中とし、10月10日午後以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)
第5区選挙区	新潟県庁西回廊2階講堂	新潟県新潟市中央区新光町4番地1 (ただし、10月10日午前中とし、10月10日午後以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)
第6区選挙区	新潟県上越地域振興局 本館2階201会議室	新潟県上越市本城町5番6号 (ただし、10月10日とし、10月11日以降は新潟県庁行政庁舎5階 会議室508とする。)

◎新潟県選挙管理委員会告示第62号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙新潟県第1区選挙区における開票の事務は、選挙会の事務と併せて行わない。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第63号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票用紙（点字用投票用紙を除く。）を次の様式により調製し、ピンク色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これらに押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

<p style="text-align: center;">こうほしゃしめい 候補者氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 300px; margin-top: 5px;"></div>	<div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold; margin-bottom: 10px;">小</div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: 1.5em; font-weight: bold; margin-right: 10px;"> 第四十八回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票 </div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; font-size: 0.8em;"> (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  </div>
--	---

◎新潟県選挙管理委員会告示第64号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、ピンク色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

こうほしゃしめい 候補者氏名	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 点 字 投 票 </div>  第四十八回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票 (注意) <ol style="list-style-type: none"> 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 
-------------------	---

◎新潟県選挙管理委員会告示第65号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者に交付する選挙事務所の標札、選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板、個人演説会用表示板、街頭演説用標旗、乗車（船）用腕章及び街頭演説用腕章に押すべき新潟県選挙管理委員会の印並びに選挙長が候補者に交付する選挙運動用通常葉書差出票に押すべき選挙長の印は、刷り込むものと定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第66号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、新潟県選挙管理委員会が候補者届出政党に交付する選挙事務所の標札、選挙運動用自動車（船舶）表示板、選挙運動用拡声機表示板及び政党演説会用表示板に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第67号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、候補者届出政党が掲示する選挙運動用ポスターには、新潟県選挙管理委員会が交付する証紙をはらなければならないものと定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会
委員長 長津 光三郎

◎新潟県選挙管理委員会告示第68号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 日 時 平成29年10月10日 午後5時30分
- 2 場 所 新潟県庁行政庁舎11階 会議室1103

◎新潟県選挙管理委員会告示第69号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

- 1 日 時 平成29年10月10日 午後7時
- 2 場 所 新潟県庁行政庁舎11階 会議室1103

◎新潟県選挙管理委員会告示第70号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における新潟県審査分会長に次の者を選任した。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

住	所	氏	名
新潟県新潟市東区藤見町2丁目27番18号		市	川 政 広

◎新潟県選挙管理委員会告示第71号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査における新潟県審査分会長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者に次の者を選任した。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

住	所	氏	名
新潟県新潟市西区寺尾西5丁目19番25号1		曾	我 裕 宣

◎新潟県選挙管理委員会告示第72号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査に用いる投票用紙はウグイス色の用紙とし、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒は黒色のインクで印刷するものとし、かつ、投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用外封筒に押すべき新潟県選挙管理委員会の印は、刷り込むものと定めた。

平成29年10月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎